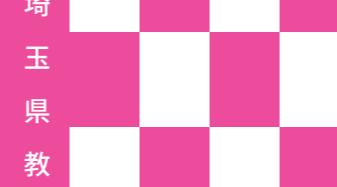


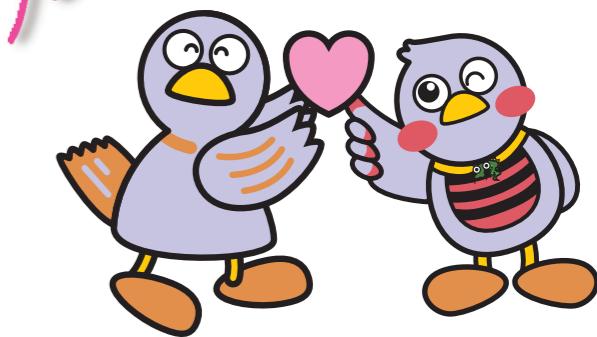
令和3年度



令和3年度

学校健康教育必携

Health Promotion



埼玉県のマスコット コバトン&さいたまっち

21

埼玉県教育委員会

は　じ　め　に

日本をはじめ世界中が直面している新型コロナウイルス感染症への対応は、家庭や地域、関係機関との連携を深め、健康管理を確実に行うとともに、児童生徒が自らの健康を適切に管理し、改善していくための資質や実践力を育成していくことが不可欠です。これは、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスに関する課題や薬物乱用、性の問題行動など社会環境や生活環境の急激な変化によってもたらされる現代的な健康課題への対応にも生きてくるものと考えます。

また、地震及び台風・集中豪雨等による自然災害、登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故や、学校内外において不審者による児童生徒の安全を脅かす事件などが多発しており、児童生徒の安全確保が喫緊の課題となっています。「生きる力」を育む場である学校は、児童生徒が生き生きと活動し、安心して学べる環境を保障することが必要であり、そのためにも児童生徒の安全確保は重要です。

こうした状況を踏まえ、学校では学校健康教育の三領域である「学校保健・学校安全・学校給食」が、それぞれ機能を担いつつ緊密に連携を図りながら、教育活動全体を通して組織として一体的に取り組む必要があります。

本書は、学校健康教育の重点や考え方、最新の情報、学校としては非推進していただきたい事項、取組事例など、各学校の実態に応じて活用できる内容で構成しております。また、「第3期埼玉県教育振興基本計画」（平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））における本県健康教育の位置付けや施策の方向性と主な取組について示しています。

各市町村教育委員会や各学校におかれましては、本書を組織的、計画的な学校健康教育推進の道しるべとして、十分に御活用いただきますようお願ひいたします。

社会の変化を正確に予測することが困難なこのからの時代においては、主体的に社会に関わり、多様な人々との交流を通じて、新たな価値を創造し、人生や社会の未来を切り拓くことのできる力が求められます。県教育委員会といたしましても、豊かな学びで未来を拓く埼玉教育の実現に努めてまいります。

令和3年3月

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長
伊藤治也

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

I	学校健康教育の概念	2
II	学校健康教育の重点事項	2
III	埼玉県学校健康教育ガイドライン	4

第2章 学校健康教育の推進方策

I	学校保健の充実	6
1	保健教育	7
2	保健管理	12
3	組織活動	14
II	学校安全の推進	15
1	安全教育	21
2	安全管理	26
III	学校における食育の推進	32
1	食に関する指導	32
2	学校給食	34
IV	学習指導実践事例	38
1	実践事例 1 <保健教育>	38
2	実践事例 2 <安全教育>	45
3	実践事例 3 <食に関する指導>	51

第3章 年間の事業計画等

I	令和3年度 主要事業	55
1	共通事業	55
2	学校保健	55
3	学校安全	56
4	学校給食	57
5	審査会・表彰式	57
II	全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業	58
III	令和2年度研究委嘱・実施地域（校）一覧	59
IV	全国・埼玉県表彰校一覧	60

第4章 令和2年度 学校健康教育実践状況調査結果

I	学校健康教育必携について	62
II	学校保健	62
III	学校安全	74
IV	食育・学校給食	88

第5章 資料編

I	学校保健・学校安全・学校給食参考通知集	94
II	健康教育関係参考図書及び映像資料等一覧	96
III	健康に関する相談機関等の連絡先一覧	98
IV	関係機関等の連絡先一覧	98

※ 表紙デザインについて

Health Promotion（ヘルスプロモーション）とは、人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス（1986年・WHOオタワ憲章）で、健康の実現のために環境づくり等も含めた包括的な概念です。

第 1 章

学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の概念

II 学校健康教育の重点事項

III 埼玉県学校健康教育ガイドライン

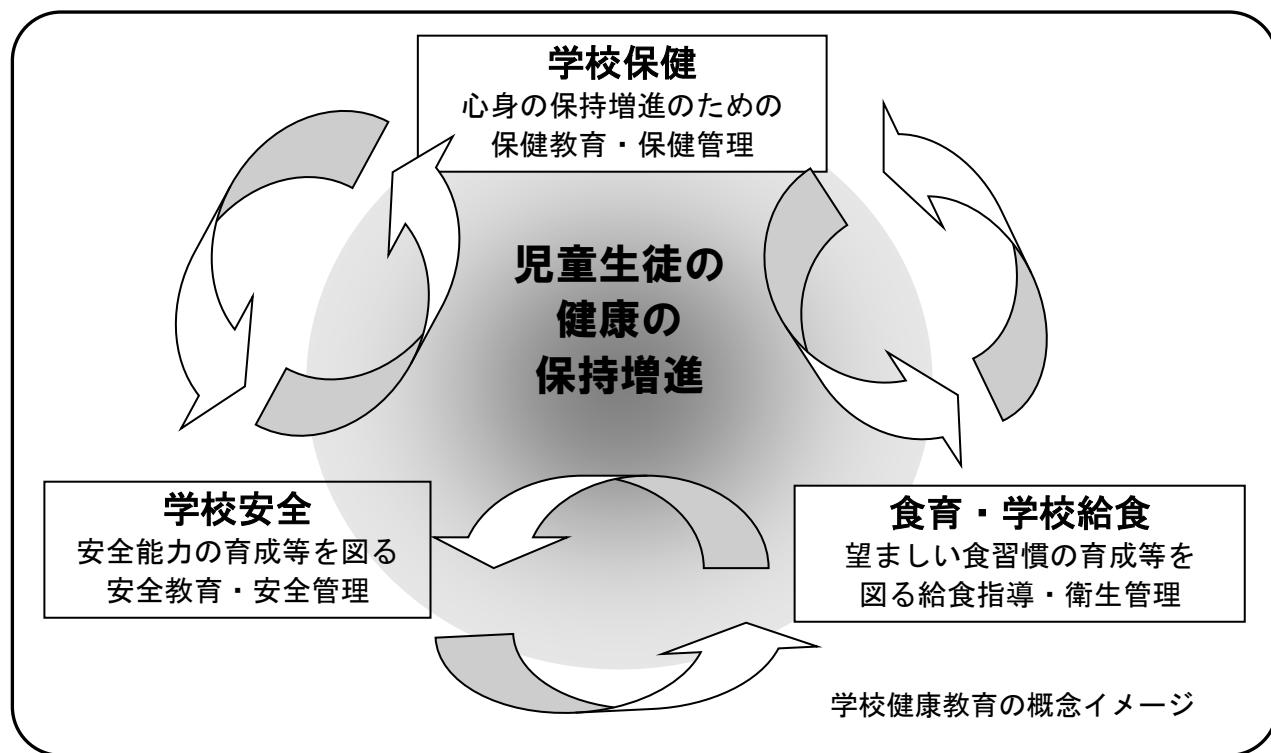
I 学校健康教育の概念

＜小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 2 (3) 小学校教育の基本と教育課程の役割＞

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うことによること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。(平成29年3月告示)

※中・高等学校においても準ずる。

上記のとおり、学校における健康教育は、学校保健、学校安全及び学校給食を含む食育に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と表裏一体として推進されるものである。



II 学校健康教育の重点事項

○第3期埼玉県教育振興基本計画における学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づく教育振興基本計画として、平成30年(2018年)6月に策定された国の第3期教育振興基本計画を参照しつつ、本県の今後の5年間の教育に関する基本的な計画として、平成31年(2019年度)を計画の初年度とする「**第3期埼玉県教育振興基本計画**」を策定した。

学校健康教育に関する目標・取組は、【目標III 健やかな体の育成】のもとで取り組む「健康の保持増進」、【目標VI 質の高い学校教育のための環境の充実】のもとで取り組む「子供たちの安心・安全の確保」である。

○施策の方向性と主な取組

第3期埼玉県教育振興基本計画 平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）

【基本理念】 豊かな学びで未来を拓く埼玉教育

- | | |
|------|-----------------------------|
| 【目標】 | I 確かな学力の育成 |
| | II 豊かな心の育成 |
| | III 健やかな体の育成 |
| | IV 自立する力の育成 |
| | V 多様なニーズに対応した教育の推進 |
| | VI 質の高い学校教育のための環境の充実 |
| | VII 家庭・地域の教育力の向上 |
| | VIII 生涯にわたる学びの推進 |
| | IX 文化芸術の振興 |
| | X スポーツの推進 |



施 策	施 策 の 方 向 性	主 な 取 組 (学校健康教育の重点事項)
基本目標 III 施策9 健康の保持増進	□ 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。	(ア) 学校保健の充実 (イ) 妊娠・出産・不妊に関する知識の普及啓発と性に関する指導の推進 (ウ) 薬物乱用防止教育の推進
	□ 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	(エ) 食育の推進
	□ 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。	(オ) 基本的な生活習慣の確立に向けた支援
基本目標 VI 施策20 子供たちの安心・安全の確保	□ 生徒が日常的に使用する学校施設について、耐震化を推進します。	(ア) 学校における耐震化の推進
	□ 児童生徒に危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。	(イ) 安全教育の推進
	□ 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。	(ウ) 学校と教職員の危機管理能力の向上 (エ) 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化
	□ 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	(オ) 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

III 埼玉県学校健康教育ガイドライン

埼玉県が目指す児童生徒像

＜学校保健＞
健康に関する知識や技能を習得し、生涯にわたって自らの健康を適切に管理・改善することができる。

＜学校安全＞
自ら危険を回避するとともに、支援者とともに、自助・共助の態度を身に付けることができる。

＜食育・学校給食＞
食に関する正しい知識や望ましい習慣を身に付けることによる心身の健康を保持増進することができる。

- 安全な環境整備支援
- 放課後の子供活動支援
- 人間関係づくり支援

連携・協働

地域

- 保健教育、安全教育の充実
- 教育相談・健康相談の充実
- 学校環境の整備

学校

- 基本的生活習慣の確立
- 温かい家庭づくり
- 疾病の早期発見・早期治療

家庭

行政

地域への支援	学校への支援	子育ての支援
<ul style="list-style-type: none">■地域ぐるみの学校安全体制の整備■健康づくりボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none">■保健所、地域保健医療機関等との連携■警察、児童相談所等関係機関との連携■各種教職員研修会の実施	<ul style="list-style-type: none">■親の学習、子育て支援の充実■「3つのめいばえ」を活用促進■地域学校協働活動の推進
学校保健委員会 地域学校保健委員会 学校医・学校歯科医・学校薬剤師との連携 学校応援団との連携	各種健康相談 救急医療情報 児童虐待の通告 教育相談 非行問題	＜相談＞